

船橋市交通安全基本条例

平成13年3月30日
条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、交通安全の確保に関する基本理念及び施策の基本を定めることにより、市民の安全かつ快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通安全の確保は、市民の安全かつ快適な生活を実現するための基本であり、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民の交通安全意識の高揚及び交通安全の確保に必要な啓発活動、道路交通環境の整備等の総合的な交通安全対策の実施に努めるものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係行政機関及び交通安全に関する活動を行う民間の団体（以下「民間団体」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活を通じて自主的に交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係行政機関が実施する交通安全の確保に関する施策に協力しなければならない。

(交通安全指導員)

第5条 市長は、児童、生徒、高齢者等に対する交通安全教育を推進するため、船橋市交通安全指導員を置く。

(交通安全対策会議)

第6条 交通安全計画を作成し、及びその実施を推進するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定により、船橋市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

3 会長は、市長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 民間団体の代表者

(3) 交通に関する事業を営む者

(4) 市の住民

(5) 市の職員

(6) その他市長が必要があると認める者

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。